

平成18年度 第7回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成18年10月20日(金) 午後1時30分から5時15分まで
- 2 場 所
千葉県自治会館 6階 大ホール
- 3 出席者
委員会：瀧委員長、石黒副委員長
岡本委員、横山委員、鈴木委員、佐倉委員、岩瀬委員、大野委員、柳澤委員、
榭瀧委員、鍋島委員、長尾委員
事務局：長浜次長
松澤室長、大竹主幹、八木主幹、松田主査、三田副主査、坂元主任技師
傍聴人数：なし
- 4 事 案
(1) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について(再検討)
(2) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る環境影
響評価準備書について(再検討)
(3) その他
- 5 議事の概要
(1) 君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について(再検討)
別紙1のとおり
(2) 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る環境影
響評価準備書について(再検討)
別紙2のとおり
(3) その他
次回開催予定について事務局から説明

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 手続経緯等

【別紙 1】

君津環境整備センター増設事業に係る環境影響評価方法書について（再検討）

- (1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 当該事案に係る手続の経緯等について、資料により説明
- (3) 事業者説明 資料に基づき内容説明
- (4) 質疑等

委員： 委員会委員の質問・意見に対する回答書の7ページ（図 - A）における浸出水集排水計画の中では、既存部と増設部があり、既存部は埋立が終わると閉鎖していくが、既存部の既設幹線に増設部の増設幹線を接続する計画であるので、増設部が埋立終了するまで既存部も閉鎖しないで稼働するということなのか。最終的に完了するのは既存部と増設部は同時期という認識でよろしいか。

事業者： 現計画ではそのとおり。

委員： 増設部の浸出水は既設幹線を経由せずに増設浸出水調整槽に直接流入させることは可能か。

事業者： 施工は可能ではある。計画では埋立地は一体化させることを基本としているため増設幹線は既設幹線に接続することとしている。安全対策についても十分認識しているが、今後の廃棄物最終処分場に係る申請手続きの中でその担当セクションと十分調整し決定したい。幹線については既存部と増設部を分離するような計画となる可能性についても十分認識している。

委員： 既存部と増設部を分離するような計画となる可能性については大きいのか。既存に接続する理由が良く分らない。安全性の面から言えば分離が望ましい。

事業者： 検討したい。安全性については十分な配慮が必要との認識はある。実際の施工では、現在の計画で行っても、バイパス管を造成調整池まで作るなどが必要となるかもしれないと考えている。

委員： その他、農業用水については同様に調整を行いながらとのことだが、農業用水として利用するための調整池は従来あったのは7ページにおける増設浸出水調整槽のところなのか。

事業者： 農業用水については資料の21ページで説明したい。貯留堰堤の後ろに調整池のことで、既設については農業用水位で示される堆水量が11,200 m³であるが、現状では農業用水の利用実態がなく事前協議の結果として不要との回答を得たことから、増設後はその堆水量を堆砂量と見なした新堆砂位を設定した。しかしながら、必要となる堆砂位はここまで必要ではない。必要となる堆砂量を計算すると流域増に対し435 m³の増ですむ、新堆砂位で示される部分より下に5,400 m³の農業用水量に見合う量を堆水できる機能がある。今後の手続において、今回協議をしたセクションだけではなく更に詳細な協議をすることにより整理したい。

委員： 防災調整池とは7ページではどこになるか。

事業者： 雨水調整池との記載部分である。

- 委員：ここから川に排水される排水の水質については十分審議されているのか。
- 事業者：方法書において排水の計画濃度及び量について示してあり委員会の中では特に議論は出てこなかった。現在は既存施設も既に稼動しており排水濃度は常時測定している。また方法書に示すと伴にインターネットで公開もしている。
- 委員：地下水に関連したことだが、福野地区は深井戸による簡易水道を使用しており表流水は使用していない。しかし、この表流水は結局、様々な箇所で飲料水として利用されているのではないか。
- 事業者：利用されていない。
- 委員：飲料されていないとしても、河川に対しは最終的に負荷となる、その影響について下流域を含めた影響について調査は十分にしているのか。
- 事業者：水質については、重要な事項と認識しており。下流域で1ヶ月に1度・5地点において調査を行うこととしている。
- 委員長：既設幹線に増設幹線を接続することについてBetter、またはBestであるとの説明をされたい。
- 事業者：詳細について精査したものではない。具体的に個別で調整は取っていないが、事業者としては、バイパスで直接行った方が良いと考えているので、申請においては、その方向で協議したいと考えている。
- 副委員長：地下水についてだが、廃棄物処理施設の申請時に必須である生活環境影響調査においては、地下水の流水方向や地下水位を考慮して地下水の利用との関係で評価しなくてはならないが、このことについてどうか。
- 事業者：今回の環境影響評価については地下水については項目として検討しない。生活環境影響調査については検討が必要であるかは利用実態等の判断材料によるが、地下水利用者が1.5kmと遠距離であること、また丘陵地でもあることから地下水の関連性は少ないと判断し影響はないだろうと判断して検討から除外しているため、同じような考えで行いたいと思っている。
- 副委員長：生活環境影響調査においては地下水については検討項目となるため、なんらかの対応を含め検討しておいてほしい。
- 事業者：承知した。
- 委員：地下水は単純に地層に沿って水が流れるものではない。距離が1.5km位離れており、また流速は非常に遅いものとなると思うが、結局は下流側に影響が現れる。3次元的な考察が必要となるが、周辺の地下水の影響を把握するため地下水の流動方向や水質を把握する必要がある。
- その他としてモニタリング計画についてはどうか。
- 事業者：モニタリング井戸は3箇所あり、この計画は既存施設の増設であるため、観測井についても既存を使用することで可と思われる。
- また地下水位の関係については9月15日における資料の8ページ、9ページに断面図などを示しており。これらのことから福野集落に影響はないと考えている。
- 委員：地下水の流動については把握する必要がある。地下水の流れが9ページのようになっているとは思えない。
- 事業者：たしかにこの図は模式図ではあるが、おおよそこの様な流れと思う。
- 委員：3次元的な考察を行い地下水の流動方向について把握しその後どのような影響があるか考察する必要がある。またシミュレーションだけでは把握は困難と思われるため、できる限りモニタリング調査を水質を含め実施する必要がある。
- 委員長：環境ホルモン物質の調査について、農薬系を除外することについては疑問が

ある。すべてについて調査をする必要はないが不測の事態を考慮し代表的なものは調査項目としておく必要がある。

事業者： 現在モニタリングしている中で半数以上は農薬系であるが、追加を含め検討したい。

委員長： 20ページ(図-D)における地下水について、廃棄物と接しない排水については、プランクトンの発生等を防ぐ意味から防災調整池で滞留することなく放流してほしい。そうすると下流河川の環境にも良いので検討願いたい。

事業者： 現在もできるだけ滞留させないように流している。

委員長： 15ページ(図-B)における地下水排水計画について、増設部分から既設に入ると、既存埋立地部の排水経路は大分複雑になっている。なにか理由があるのか。

事業者： 自然流下で計画している。図上では図示しきれしていない管渠も存在し、主なものを示している。

委員長： 増設部の排水のルートはどこになるのか。

事業者： 全体計画であり、全体としての管構成でチェックを行っている段階である。

委員長： 詳細について確認を行ったほうが良いのではないか。

事業者： 了解した。

委員長： 実際に起こった事例があるので確認したい。この処分場はしゃ水シートを設置するが、埋立前はゴミがない状況であるため大雨が降ると浸出水が極端に増加する。浸出水を排水しきれない場合や浸出水の処理能力を一時的に超える場合についての対応を考慮されたい。

事業者： 現在においても埋立て箇所のみ浸透するような構造である。埋立ては順次行っているため、まだ埋立てを行っていない上部箇所については、直接排水を行っている。また、小段排水路により外部からくる雨水は直接、調整池に流入する構造になっている。

委員長： 説明の具体的な内容については、準備書のなかで記載願いたい。

委員長： その他質問についてはよろしいか。(質問なし)
事業者については退席願いたい。

=====事業者退室=====

委員長： 更に発言等はあるか。

委員： 事業者が行う監視内容の確認についてどのようにすべきか。

事務局： 準備書においてモニタリングの項目が明らかにされる。事後調査については準備書の審議において意見を頂きたい。

委員： この方法書において一部、他の自治体等のデータがあると思うが、水の中の微量成分において多くが不検出、あるいは幾つ以下という記述が見受けられる不検出の場合、NDは定量下限値を示す必要がある。感度の劣る測定機器により測定している場合は困るため、そのことを明らかにしたうえで準備書に記載してほしい。また基準値等の1桁下の値まで測定されたい。是非とも精度の良い機器を使用されたい。

事務局： 了解した。測定結果については検出限界値を記載するよう指導したい。

委員長： 今後においては測定機器の精度等についても併記されたい。

委員長： その他の質問はどうか。(質問なし)

本件については、今回までの審議を踏まえた内容で事務局が答申(案)を作

成し、次回その審議を行いたいかどうか（異議なし）
事務局に答申（案）の作成をお願いしたい。

【別紙 2】

一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）に係る環境影響評価準備書について（再検討）

（ 1 ）事務局説明：当該事案に係る環境影響評価の手續経緯等について説明
（委員からの質問等なし）

（ 2 ）事業者説明：公開部分について、追加資料に基づき委員意見に対する事業者見解を説明

（ 3 ）質疑等

委員： 変更される場所から動物が周りに移動して、そこで生活できるだろうから、影響がないとか少ないとかの表現が用いられているが、少し短絡的すぎると思う。なぜかという、対応内容に「環境容量的に受け入れられないという可能性は低い」とあるのは、環境容量的に受け入れられるだろうという予測だと思うが、そう簡単にはいかない。二つ理由があり、一つは、現在、周りの環境に生活している動物は、その数がずっと続いていくのではなく、子供の数は親の数よりは多くなる。ただし、死んでいくものもいるから必ずしも数は増え続ける訳ではなく、年次的な様々な環境の影響により、増えたり減ったりしながら動的な安定状態を長い年月にわたって続けている、というふうに考えていい。現在、そこにいる動物の数だけを見るとゆとりがあるように見えても、変動があるわけだから、多くなるときもある。その多くなったときの生活環境も計算に入れておかなければならない。動物が生きていく環境は、ゆとりがあるようでいて実際は、そうっていない。自然状態というのはその時その時の数がだいたい最適な数なのである。したがって、そこに、周りから新しい個体が入ってくると言うことは、やはりなんらかの影響がそこに出てくる。容量的に受け入れられない可能性は低いという速断はできないと思う。もう一つ、変更されて消失する場所については、現在周辺にいる動物個体が、メインではないがそこも利用している可能性がある。だから、それがなくなるということは、周辺の動物の生活環境としてはそれだけの損傷が伴うわけである。そういう二つのことを考えていくと、短絡的に周りに移動するから影響はないという表現を用いることは、適切であるとは言えないと思う。そういうことを踏まえて、私の意見内容は「要するに消失地の動物に対しては壊滅的影響がある。（壊滅的という言葉は取ってもいい）その影響があっても、その地域全体に生息する同種個体群の種族維持、云々」の形になっている。要するに安定した種族維持ができるかできないかが生態系への影響や個体群への影響にとって一番大切なことなので、多少の犠牲はあっても生態系への影響や動物個体群への影響がなければ、その工事の対策としてはやむを得ない措置になるわけである。結論的には、同種個体群の種族維持への影響は少ない、という表現になっていくと思う。周りに移動するから影響はない、というのは責任逃れで短絡的だと思う。要するに、影響があるからこの工事はだめだというのではなくて、実態を正確に記述して、こういう形がとればさきほど言った環境へあるいは生態系への、動物個体群への影響はない、あるいは極めて少ない、というような脈絡で表現していけばそれで済むことではないかと思う。生態学的に、容量的に消失地域の個体群

まで受け入れられるというのは非常に難しい表現だ。

それから、改変部分にいる動物たちが周りとの環境とどういうつながりがあるか。移動するから、逃げていくからと言うのではなくて、その動物が生息している環境が周辺を含めてこれだけ広がりがある。斜面が重要だと私は言ってきたが、斜面を含めてこれだけの広がりがある。だから、その結果をこういう風に判断する。影響についてもそういう判断を述べればいいわけで、斜面を含めてこれだけの広がりがあるから、こういう風に判断する。そういう記載があればそれでいいことである。部分的に、改変部の影響は絶対に避けられない。そこまで影響がないという意味にとれるような表現になってしまうと、正しくなくなると思う。ヒメネズミについても同じで、周辺部のだいたいどのくらいの規模の個体群として確認できているのか。それがわかれば安定性というものを失うところまでは行かないだろう。影響がまったくないというような表現ではない方がいいと思う。

それから、ハムシの件だが、結果として2種類あったということだが、このうちアカイロマルノミハムシはこの学名でいい。もう一つのオオアカマルノミハムシだが、これは西日本に多い種類で関東地方には全然いないわけではないが、非常にまれである。千葉県ではこれによく似た少し小さいクラークマルノミハムシというのがある。体の色はそっくりで足は黒い。これは千葉県ではどこでもいるので、これの可能性もある。できたらもう一度確かめて欲しい。オオアカマルノミハムシはたぶんいないと思う。

もう一つ、移植のところだが、私も帰ってもう一度調べてみたが、控えはあるのだが正式に印刷されたものが見つからないので、確認できなかったが、参考資料にこのように書いてある以上はこれに則ってやるしかないだろう。しかし、全体的に考えてみた場合、移植というのは自然の植生の中に人為的に、ある植物を導入するわけで、それは部分的に人為植生化するわけである。それは極端な言い方をすれば植生の攪乱、そして全体としてその植生は自然性を失っていく。そういう考え方にたって技術指針を検討するときにはいろいろな討議をしたのだが、今こういう形で指針が作られている限りは、例えそういう認識を持ったにせよ指針に従って処理するのが適切だと思うので、今回は私のほうからは異存はない。個人的に考えているのは、いずれにしても移植した後というのは管理が大変であるということだ。ほうっておけば自然に消えていく。10年、20年もたとしても、100年、200年もたせるのは難しい。だから、同じ管理するのであれば、そして元々自然性を失ったものであるならば、植物園や動物園といった管理体制が敷かれたところで、こういう緊急待避型の動植物を扱っていった方が将来的にはいいと、個人的には思っている。

事業者： 一つめ、二つめの動物関係については、今の意見を踏まえて文言を変えていきたいと考えている。オオアカマルノミハムシとクラークマルノミハムシについては、今回採集した個体は体長が5.1mmであり、クラークマルノミハムシはだいたい4mm前後であるので、オオアカマルノミハムシと判断した。

委員： 植物関係でいくつか質問があるので、回答は次回でもかまわない。

まず、シダ類の質問について、前回口頭で説明したが意味が十分伝わっていないようなのでもう一度説明する。ここに挙げた種類は千葉県レッドデータブックに記載されていないが、その理由は千葉県全体としては特に希少ということではなく、房総丘陵のほうでは割と見られる。しかし、それが北総の平地になると極めて注目されるということである。「情報量が少ない」という意味は

そのあたりを指しているのだと思うが、したがって、下総地区を調査するときにはこういう点に気をつけて記録して欲しい。レッドデータブックに準拠したと言うことでこれらが落とされていることはやむを得ないかもしれないが、例えばハコネシダはこの地域で本当に生育していたとしたら非常に注目されると思う。そういう意味で、既に調査が終わっているとすると、どうしようもないかと思うが、そういうことに注意して欲しかったということだ。もしこれから、今までの記録から確かめる方法があればお願いしたい。

それから、類似種についてだが、これは確かにいろいろと見解のあるところだ。カラムシとクサマオについても、それぞれ図鑑によって見解が違ふ。対応内容に「最新の知見」という言葉が使われているが、最新の知見と言うことであれば2003年千葉県植物誌が相当参考になると思う。その上で、本当にカラムシとクサマオを区別するだけの根拠があって、両方が生育していたのかどうか、それだけの必要性があったのかどうか。サギゴケについても同様だ。それから、いまの千葉県植物誌では、ヤマトリカブトは県内には生育しないとはっきりと書かれているので、そのあたりの見解もどうなのか。同じくアイロニワゼキショウと記載されているが、オオニワゼキショウではないとされている。これにもいろいろ混乱があって、千葉県植物誌に載った写真が間違っていたと後から訂正されている。アイロニワゼキショウとされていた写真がオオニワゼキショウであったということだ。長い間、間違っただけで記載されていたものだから、おそらく本当のアイロニワゼキショウは非常に少ない、めったにないものなので、このあたりが気になった。

それから、帰化種として扱うときの解釈も確かにいろいろある。ここで引用された中央博物館の報告は、帰化種の解釈を拡大しており、いわゆる自然帰化という古い時代のものまで含めている。調査したそちら側の見解がそうであるならば、それはそれで一つの見方だと思う。しかし、リストを見ると必ずしもそうではないようで、少し混乱があるようだ。普通、帰化種を区別するときは、だいたい新帰化といわれている江戸後期、明治初め以降のものを指している。そのほうが生態的にも都合が良かったためそうしていると思うので、ここではどういう見解で帰化を扱ったのかが書かれていればそれでいいと思う。だから、それは最新の知見とかそういうことではなく、見解がそれぞれあるので、どれに基づいて考えたかと言うことだ。それから、普通は、少なくともミドリハコベを帰化とする例はないので、ここで使った日本の帰化植物にもそういう記載はないはずである。私も見直したがそれはなかった。普通はないはずだ。そのあたり、少し勘違いがあったのではないかと思う。

もう一つは、重要群落についてだが、重要群落というのはなかなか難しいが、ここにも一応基準が3つ示されている。群落としては割合広くあるが、その条件がここにあるように、自然林的な要素がある群落、特殊な立地に生育する群落、保護を要する種が1種類以上ふくまれる群落、そういう基準となっている。ここで選定した群落がどれに該当するかというと、多くは3番目に該当することになるが、その資料が必要である。例えば、セイタカアワダチソウ群落を挙げているが、対応内容にはカラタチバナやイヌショウマ、コバギボウシ、オニスゲが確認されたとあるが、この資料というのは準備書にあるのか。群落組成表が資料集にあるが、その資料では気がつかない。もし記載されているのであれば教えて欲しい。それから、今日の資料では群落の一覧表に青でマークされているが、これは調査対象区域内全部の群落を含んでいるようだが、これ

では重要群落という意味ではないと思う。重要群落としたならば、それがどれだけ改変されるのか、どれだけ残るのかということがわからないといけないと思う。これでは、少し解釈のしようがないと思う。そのあたり、もう一度どういう考えでこうしたのかというところを知りたい。

事業者： 帰化種や逸出種を選んだ文献は何を使ったかというところを明記したほうがいいということか。

委員： きちんと整理されていればいいのだが、こちらではこれを使いあちらではこれを使いということ、少しわからないのだが、そこへ最新の知見という言葉を使っている、この最新の知見とは何かということだ。あまり安易に使うとかえってわかりにくくなる。

事業者： わかりました。

それから、重要な群落のところだが、現在準備書に載っているものは青で塗っていないものである。わかりやすいようにということで、この中の重要な群落を示したものである。

委員： 青で塗ったものが全部重要群落と捉えたのか。

事業者： 青で塗った群落がすべて重要群落と捉えている。

委員： これは重要群落の面積か。

事業者： 調査地域内の面積に対する消失・縮小する面積をこの表で示している。

委員： そうすると調査区域の全面積ではないということか。重要群落と判断されたものの面積か。例えば抽水植物群落 3.15ha とあるが、調査区域の中に抽水植物群落が全部で 3.15ha というのか。それとも抽水植物群落の中で重要群落と判断したものということか。

事業者： すべての面積だ。

委員： そうすると他のものもすべて、例えばスタジイ萌芽林 8.51ha も全部が重要群落と判断したのか。

事業者： そうだ。

委員： それは、群落すべてが選定基準に該当するというのか。

事業者： 先ほどの説明が足りなかった。この対象地域の中にある全ての面積が表中の面積で、同じ群落がいくつかある。1カ所にまとまってあるということではなく、何カ所かにわかれている。その中のいくつかに重要な種が入っているということだ。

委員： そうすると、スギ・ヒノキ植林が相当広い面積あるが、そのスギ・ヒノキ植林の中に重要群落であると見なされる群落があるわけか。

事業者： そのとおりだ。

委員： それがどこにどのくらいの面積であるかわからないのか。この表では、スギ・ヒノキ植林であればすべてが重要群落であるというように取ってしまうので、これは大変なことだ。植林地なのにすべてが保護の対象になってしまう。それから、もしその中に注目される種があったとしたら、全部にあるのか、どこにあるのか、それが非常に漠然としている。要するに、ここでは改変状況と保全の問題を取り上げているわけだから、あまりにも漠然としていると意味が通じないと思う。少なくとも準備書ではこういう書き方をしており、重要群落の意味がとれない。どういう立場でこれを書いたのかということだ。

事業者： こちらの表ではわかりにくいところがある。

委員： 例えば、セイタカアワダチソウ群落の中に注目種が含まれていたと説明があったが、そのデータがどこにあるのか。少なくとも群落組成表では見つからな

いが、当然そこは調査しているはずである。

もう一つ、今回説明されたカラタチバナやイヌショウマがセイタカアワダチソウ群落の中にあるとは考えにくいので、本当にそれだけのデータがあるのかどうか知りたい。

委員長： 次回、回答願いたい。

事業者： わかりました。

委員： 平成15年に方法書が作られ、そのときに選定されたことなので今更どうしようもないかもしれないが、少し気になったことがある。トンネルがあるが、たまたまゴルフ場が大きく広がっていたからどうしても切らないといけないから切ったと思うが、影響がないならそれでよいが、もし今後影響がでることになったら考えてもらいたいということで、少しお願いしたい。例えば、このトンネル区間の高谷川側の谷の中に一つ湧水地がある。それから、栗山川側の流域の中に一つ集落が、かなり近いところにある。そういうところで、生態系も含めて水環境について、例えばトンネルを掘ると土かぶりか10mぐらいあってその下を切るという絵があったので、そうするとかなり水が引くのではないかと思う。例えばそういう谷にどういう影響が出てくるのか、あるいは地下水を利用していたらその集落の中にどういう影響がでるのか、いますぐ回答できるかどうかわからないが、あるいは影響はないのかもしれないが、もしそういうことが今後影響を与えるのであれば、それに対するケアというかある程度の工事中のモニタリングとか、そういうことで対応する必要があると思うがどうか。

事業者： 現時点でどうなるかというのはわからない。実際の工事をする前には詳細な調査をかけたうえで、実施する予定である。施工の段階において、そのような案件が出た場合は、そこを検討していきたい。

委員： そうすると、環境影響評価の段階で出なくても、実際に対応できるということではどうか。本当は環境影響評価でやっておくべきで、そうではなくて実際にやっていくうえで出てくるからケアするというやり方もあると思うが、そのあたりどういうふうに進めたらいいのかが少し気になった。

事業者： 詳細なボーリング等をしたうえで、事業の実施段階において検討していきたいと考えている。

委員： 方法書段階の問題もあると思うが、特に日照や水が専門というわけではないが、この道路が建設される周辺で生産活動したり生活したりしている人の立場に立って一つ聞きたい。この道路は多くが農業地域を通過している。特に農業という日照の問題や水の問題が絡んでくると思う。日照の影響は準備書でどう評価しているのか気になったので見てみた。そうすると、例えば準備書8-6-10ページでは、この日照時間で特に問題はない、予測値は参考値を下回っており参考値との整合は図られている、との表現になっている。この参考値とは何かというと、要するに住居地域のものである。住居地域に公共施設を設置するときは、日陰の時間が5時間できて、そこまでは許容できるということだ。参考値と比較して、例えば盛土したときの日陰時間はそれよりも少ないということで予測値は参考値との整合性は図られているということで、日照の問題の評価を全体にわたってしているが、例えば8-6-9ページにある横芝町の予測地点について、この周辺はほとんど田んぼのようである。こういった日照の影響を避けるために市街地や集落の通過は回避したとあるが、営農環境への影響は環境影響評価の評価項目とはならないのか。そのあたりについての配慮はあるの

か。

委員 長： 検討時の土地利用の状況と実際の土地利用がずれているのではないかという指摘だと思うが、このあたりは農業地域を通過するということなので、住宅地あるいは商業地、工業地を通過するものと考え方が違うのではないか。委員の考えと違うようであれば、どういう方針かなどを含めて詳しくは次回お願いしたい。

事業 者： わかりました。

委員 長： 水質に関して、検討の仕方に少し問題があるのではないかと思う。まず、工事中の濁水に関する問題のことだが、検討の仕方が、なぜ千葉県環境影響評価技術指針に基づいた評価の仕方をしないのか。もう一つは、芝山グリーンヒルゴルフ倶楽部のデータを用いているが、ここは本当に代表地であるのかどうか。どういう検討をして用いたのか。次に、排水の地域におけるそれぞれの川が持っているSSと整合が取れているのかどうか。農業用水基準に適合しているという表現だが、それぞれの川が持っている現況水質に適合するようになっているのかどうか。こういった検討をしたほうがいいのではないか。私と違う考え方でやっているのであれば、次回それについて説明して欲しい。

===== 休 憩 =====

(4) 事業者説明：非公開部分について、追加資料に基づき委員意見に対する事業者見解を説明

(5) 質疑等

===== 事業者退室 =====

委員 長： なにか意見はあるか。

委員： 事務局に伺いたい。方法書や準備書を作るにあたり、千葉県の技術指針について、その存在や内容は、事前の打ち合わせ等で事業者側に伝わっているのか。

事務局： 千葉県の技術指針があるということは伝えてある。ただし、非常に難しい問題として、この場合は法アセスとなっており、もう一つ千葉県の条例に基づく条例対象アセスがある。国の場合、道路アセスをあちこちでやっているが、千葉県では千葉県の指針に基づいて調査・予測をするべきであると事務局からは事業者には話をしたが、国のほうでは横並びという関係があり、なかなか千葉県の指針どおりにはやってもらえないという実態がある。千葉県の技術指針については、事業者に示してある。

委員 長： 次回の委員会でも引き続きこの案件を審議する。

- 以上 -